

新監査公表第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施し、同条第9項の規定により行った監査結果の報告（令和2年12月24日付新監査公表第7号）の一部を下記のとおり訂正します。

令和3年2月12日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

記

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
7 監査の結果 (1) 指摘事項 略 確認できる範囲で平成25年度から令和2年9月までの過徴収額の合計は <u>183,900 円</u> となっている。	7 監査の結果 (1) 指摘事項 略 確認できる範囲で平成22年度から令和2年9月までの過徴収額の合計は <u>244,862 円</u> となっている。